

シリーズ
防災安全
No.15

土砂災害警戒情報とは？



台風15号に伴う大雨の時に土砂災害警戒情報が八百津町に発表されました。

この土砂災害警戒情報とは大雨警報が発表中で、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、岐阜県と岐阜地方気象台が共同で発表する情報で、警報・注意報と同じように市町村単位で発表されます。

土砂災害警戒情報は現在の雨量だけで判断するのではなく、土壌雨量指数（今までに降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指標）も利用されていますので、より確かな情報であると考えられます。

この発表があった場合、町は土砂災害について住民のみなさんに警戒していただくよう、防災行政無線で呼び掛けをします。他にも、必要に応じて広報車や消防団車両での巡回を行います。

また、テレビ、ラジオ、インターネットなどでも広く周知されますので、情報の収集に心がけましょう。



災害はいつ起こるかわかりません。災害から身を守るために、家庭で、地域で日頃の備えを十分にしておきましょう。

また、避難勧告や避難指示がなくても、周囲の状況がいつもと違うなど、身の危険を感じた場合は自主的に避難しましょう。

～ みつけよう ぼくとわたしにできる自助 ～

シリーズ
包括支援
No.15



こんにちは八百津町地域包括支援センターです

～(法定)成年後見制度について～

7月号に掲載した、「任意後見制度」についての続編です。今回は、「(法定)成年後見制度」についてご紹介します。

「(法定)成年後見制度」は、ご本人が精神上的障がいにより判断能力が不十分になったときに、配偶者や4親等以内の親族、市町村長等が家庭裁判所に後見人等の選任を申し立てて、家庭裁判所が後見人等を選定する制度です。

後見人には、弁護士や司法書士等の専門家や申し立てをした配偶者や親族が選任され本人の生活、医療、介護、福祉など身の回りのことを配慮しながら日常生活に関する行為を除きすべての法律行為を代行し必要に応じて取り消します。

物忘れがあり判断能力が低下した高齢者の方の権利や財産を守るために「(法定)成年後見制度」を活用することも考えてもよいですね。

11月の予定

- ・14日(月)高齢者のための「こころの相談(事前に予約が必要です) 午後から
こころの専門家の精神保健福祉士が、個別に対応し秘密は厳守します。
例えば・・・忘れることが多くなった・何もしたくない・眠れない・食欲がない等々 ご相談ください。
- ・16日(水)介護者家族の会(事前に予約が必要です) 午後から
今回は「茶話会」 日々の介護の中での苦勞や頑張りなど自由にお話ししましょう。介護者同士だからこそ、わかり合えることがあります。
みなさんで気軽に話し、ほっと一息つける時間にしたいとおもいます。

先日開催しました「健康まつり」はお陰をもちまして盛大に開催することができました。テーマは「和～なごみ～」でしたが、会場に来て和んでいただけましたか。収穫の秋、味覚の秋、食欲の秋、また清々しい陽気も加わり楽しみや和みの多い季節で、「この時期が一番好きだわ」という方も多いと存じますが、朝晩の冷え込みも徐々に加速して体調管理が難しい時期です。どうぞご自愛ください。
飯田(管理者)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎43-3267または☎43-2111(内線2566・2567)